

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例

平成22年8月20日

条例第4号

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づく後期高齢者医療制度にかかる療養給付等に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積立てる額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の積立て)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。